

Macomber 判決再々考

小 塚 真 啓

- I. はじめに
- II. *Macomber* 期における配当への課税とルール
 1. 1913年歳入法
 2. 配当への課税と法人利益への課税との関係
 3. 1916年歳入法
- III. *Macomber* 期における配当の理解
 1. 初期判例の整理
 2. 初期判例における配当の概念
 - a. *Towne*
 - b. *Peabody*
 - c. *Hornby*
 3. 財産そのもの (res) としての所得および原資
- IV. *Macomber* 再再考
 1. 疑わしき *Macomber* の前提?
 2. *Macomber* への批判と反論の可能性
 3. 修正16条の解釈による合憲論?
—— Holmes 裁判官反対意見 ——
 4. 株式配当もおよそ所得であるのか?
—— Brandeis 裁判官反対意見 ——
 5. 財産そのもの (res) の増加としての配当
—— Pitney 裁判官法廷意見 ——
- V. 結びにかえて
—— *Macomber* の現代的意義に関する試論 ——

I. はじめに

著者は、2016年3月に公表した『税法上の配当概念の展開と課題』の第1章および第2章において⁽¹⁾、日本の所得税・法人税における配当概念の内容と、その特徴について検討を行った。その結論は、次の3点に要約される。

(1) 小塚真啓『税法上の配当概念の展開と課題』（成文堂、2016年）5-129頁。

- ① 包括的所得概念を前提とすれば、税法上の配当は、譲渡所得と同様に、既に発生していたが、これまで所得として課税されてこなかった株式の増加益が、一定の事由の発生によって課税に適した状態になったために課税されたものと理解することができ、かつ、理解するべきであること。
- ② 現時点での税法上の配当概念は、本来の配当だけでなく、みなし配当であっても、それらが実施された時点の株主にとっては存在しない株式の増加益を「実現」させ、当該株主の課税所得としてしまう可能性があるものであり、そのような課税結果は、配当への所得課税に関する①の理解からすると、正当化し難いものであること。
- ③ みなし配当について、それが実施時点の株主の増加益との間で乖離が生じるのは、その額が税法上の法人資本（資本金等の額）や、法人利益（利益積立金額）と連動したものとされており、法人の利益の額を反映するように設計されているためであるが、その趣旨は、法人税の負担の調整を行うための、配当税額控除や受取配当益金不算入などのインテグレーション措置が機能する機会を拡大し、株式譲渡益として課税を受けた場合にも間接的にその効果が及ぶようにするためのものと理解できること。

以上の要約のうち、①および③に着目すれば、本来の配当においても、法人利益に連動させるルールを導入するなどして、その内容をみなし配当の内容に接近させていくべきという結論が導かれるようにも思われるが、問題はそこまで単純ではない。なぜなら、日本の所得税・法人税のインテグレーション措置は、シャープ勧告を契機に導入されて以来、ほぼ一貫して縮小される傾向にあって、税法上の配当概念と法人の利益とを連動させる指導原理としての地位を喪失しつつあるように思われるからである。また、配当の額と株主の増加益の額との間で乖離が生じることを正当化する原理はインテグレーション措置の促進だけであるのか、それとも、他にも正当化のための原理が存在するのか、あるいは、正当化は実はそもそも不要なのではないかといった別の視点からの検討も行う必要があるだろう。本稿の目的は、これらの残された課題に取り組むことにある。

もつとも、後者の配当の額と増加益との間の乖離（の可能性）を何らかの原理によって別途正当化する必要性は存在しないという可能性の検討については、税法上の配当概念にだけ着目してこれを行うのはおそらく不適切であり、所得税が損失などの取扱いにおいて包括的所得概念から大きく乖離している側面なども踏まえて、より広い視野で行うべきと考えられるから、本稿では、差し当たり、前者の可能性について考える。そして、検討の素材としては、アメリカ連邦所得税に関する、日本でも有名な *Macomber* を取り上げる。

Macomber は、株式配当に対し、アメリカの連邦所得税を賦課することについての合憲性が争われた事案であるが、連邦最高裁が、1913年以来現在まで続く連邦所得税について唯一の違憲判決を下した、有名、かつ、非常に重要な事案であることから、本国のアメリカだけでなく、日本においても、優れた検討が、既に、数多く発表されてきた⁽²⁾。それにもかかわらず、本稿が改めて *Macomber* を取り扱おうとするのは、そこで示された配当の概念の内容に、配当の額と株主の増加益の額との間で乖離を正当化しうるものであったという、本稿に先立つ検討においては必ずしも着目されてこなかった重要な側面が存在しているからである。

もちろん、*Macomber* の主たる争点は、配当として課税できないと結論付けられた株式配当の性格や性質であったから、*Macomber* から直接に配当への課税の意義を探ろうとすれば、それは影から実体を推測する作業の様相を呈することとなろう。だが、Pitney 裁判官は、Ⅲ-1 で詳しくみるように、*Towne*, *Peabody*, *Hornby* といった、*Macomber* に先立って配当への課税の適否が問題となった事案のすべての審理に参加しただけでなく、その大半において法廷意見を担当した。それらも併せて検討することにより、Pitney 裁判官が配当への課税をどのようなものと理解していたのか、そして、そのよ

(2) たとえば、金子宏「アメリカの連邦所得税における『株式配当』の取扱い」租税法研究1号107頁（1973年）、金子・後掲注(63)、岡村・後掲注(55)参照。また、近年でも谷口智紀「アメリカ合衆国における所得の実現要件」税法学565号127頁、139-142頁（2011年）は *Macomber* について詳細な検討を行っている。

うな理解をした背景とはどのようなものであったのかについて、十分に迫ることができると考えられるのである。

以下、本稿は次のように構成される。Ⅱでは、*Macomber* などの事案がどのような位置づけのものであったのかを確認するために、その当時の連邦所得税制の下での配当への課税のルールの内容を概観する。その上で、Ⅲにおいては、Pitney 裁判官が法廷意見を担当した事案を中心に、連邦所得税創設期の配当への課税の問題がどのように解決されていたのかを整理し、それらを踏まえた上で、Ⅳで *Macomber* について検討を行う。そして、Ⅴでそれまでのまとめと今後の展望について述べることにしたい。

Ⅱ. *Macomber* 期における配当への課税とルール

現在の連邦所得税制は、配当をはじめとする株主法人間取引について、詳細かつ複雑なルールを備えているが、*Macomber* などが勃発した創設期の状況は今とは全く異なったものであった。すなわち、現在に続く連邦所得税制は、アメリカ合衆国憲法の修正第16条（以下、「修正16条」という）の発効を受けて連邦議会が1913年歳入法を制定することで創設されたが、同法に明記された株主法人間取引に関する課税ルールは、①配当が連邦所得税の課税標準たる純所得に含まれるものであること、②配当は個人通常税の賦課のために計算される純所得からは控除されること、③配当に対する個人付加税を回避する意図で法人に留保された利益については、個人株主の純所得に含まれること、の3つだけであったのである。

もっとも、*Macomber* で問題となったのは1916年歳入法の規定である。しかし、*Macomber* に大きな影響を与えた *Towne* などの事案は1913年歳入法下のものであるし、1916年歳入法の内容は①～③を基本的に維持したまま、④配当の意義に関する明文の規定を設ける、という1913年歳入法の延長線上といえるものであったから、1913年歳入法の内容を紹介した後に（Ⅱ-1）、その内容について検討をし（Ⅱ-2）、その上で1916年歳入法の内容を紹介する

こととしたい (II-3)。

1. 1913年歳入法

1913年歳入法の下での連邦所得税に関する規定は第2条に置かれている⁽³⁾。以下では、配当への課税とそれに関連する条項について記述する。

最も基本的な規定は第Aパラグラフであり、これによると、合衆国市民および居住者は、その純所得に対して税率1パーセントの税が賦課されるが(第Aパラグラフ第1項)、純所得のうち20,000ドルを超過する部分については、1パーセントから6パーセントまでの超過累進税率で税が賦課される(第Aパラグラフ第2項第1文)。前者の税は通常税(normal tax)と呼ばれるものであり、後者の税は付加税(additional tax)と呼ばれるものである。

また、その次の第Bパラグラフでは課税標準である純所得の意義とその算定方法が規定されていた。すなわち、①純所得には、配当を含む、あらゆる源泉からの所得が含まれるとされた上で(第Bパラグラフ第1項)、②通常税を賦課するための純所得を算定する場合に控除される項目の1つとして、1913年歳入法の下で純所得について課税される法人の株式に基因する配当が掲げられていた(第Bパラグラフ第2項第7号)。もっとも、既に触れたように、同法の中には配当の意義を明らかにする規定は設けられず、その解明はもっぱら解釈に委ねられていた。

他方、付加税の計算をするためのルールも具体的には規定されず、通常税の賦課に関する規定は、第Aパラグラフ第2項に反するものを除き、すべて適用されると定められているだけであったが(第Aパラグラフ第2項第2文)、1913年歳入法について公表されていた財務省規則を確認したところ、②の配当の控除は付加税に係る純所得の計算で適用がないものとされていた⁽⁴⁾。

(3) Revenue Act of 1913, § II, 38 Stat. 114, 166-181 (1913).

(4) Regulations 33, Arts. 3, 6 (1914). この財務省規則第33号の第3条では、通常税の目的でのみ認められる控除として、配当、源泉徴収税、3,000ないし4,000ドルの基礎控除が掲げられ、また、同規制第6条をみると、付加税の目的でも認められる控除として、事業上の必要経費などが掲げられていた。

したがって、配当に対しては、個人株主の段階では、原則として、付加税のみが課されるようになっていたといえる。

しかし、これらのことのみをもって、配当はおよそ付加税のみを賦課すべき特別な種類の所得として取り扱われていたと断定するのは早計であろう⁽⁵⁾。既にみたように、②の配当の控除は、1913年歳入法の下で純所得について課税される法人の株式に基因する配当に限定されており、さらに、合衆国内で設立された法人の純所得に対しては、個人の純所得と同様に、1パーセントの税率で通常税のみを賦課することが定められていたからである（第Gパラグラフ第a項）。すなわち、個人株主が受け取る配当について通常税が課されないのは、典型的には、当該配当が、税率1パーセントの通常税を控除した後の法人利益から支払われる場合であると考えられ、その趣旨は、通常税の賦課は法人の段階で実質的には実施済みであるため、個人株主の段階では重ねて行わないというものだったと推測できる。そして、②の配当の控除が付加税に係る純所得の算定上は認められない趣旨は、法人の純所得に課されるのは通常税だけであって、付加税の賦課については法人の段階で実質的には実施済みとはいえ、個人株主の段階で改めて実施する必要があるからであったと考えられるのである。

なお、付加税については、一定の法人の利益は、仮に分配が実施されたとすると実際に獲得することになる範囲で、当該法人の株主の純所得に算入されると規定されていた（第Aパラグラフ第2項第4文）。もっとも、このルールは、当該法人が付加税の賦課を免れるために設立されたものである、あるいは、形式的には別の目的で設立されたが、実際には付加税の賦課を免れるために存在しているものである場合に限り適用されるように規定されており、あらゆる法人の利益を対象とするものではなかったことに注意を要しよう。

(5) *Also* William D. Andrews & Alan L. Feld, FEDERAL INCOME TAXATION OF CORPORATE TRANSACTION, at 11 n.3 (Little Brown & Co Law & Business 3rd ed. 1994).

2. 配当への課税と法人利益への課税との関係

II-1 では、配当は、個人株主の段階では通常税の対象とされず、付加税の賦課の対象とされるだけであるのが原則であったことを明らかにした。また、それと同時に、そのような取扱いの趣旨は、通常税の賦課が法人の段階で実質的に実施済みであるから、個人株主の段階では重ねて実施しないようにするためのものと理解できるのではないかとの推論を行ったが、同様の理解を、立法資料なども駆使してより詳しく主張する先行研究として、Steven A. Bank の歴史研究がある⁽⁶⁾。

Bank によれば、1913年歳入法の下での通常税に関する配当などの取扱いは1894年の連邦所得税で採用された仕組みを引き継いだものである⁽⁷⁾。また、1894年の仕組みは、法人の配当と留保利益の両方を株主の所得として課税するが、その徴収は法人が合衆国政府に代わって実施する、という下院法案の仕組みが、上院審議を経て変更されたものであった⁽⁸⁾。したがって、1913年歳入法の仕組みも、少なくとも通常税については、株主の所得を法人の段階でのみ課税しようとする趣旨であると Bank は考えるのである。

しかしながら、立法史から確認できる法人の純所得への課税の理解は、もっぱら株主の所得への課税であるというものだけではない。Bank も引用するように、法人の純所得に課税するように法案を修正した趣旨について、George Graham Vest 上院議員が下院法案の手法の簡素化と説明したことは確かである⁽⁹⁾。だが、同議員は、その直後の箇所においては、法人の純所得に課税する趣旨について「あなた方のような法人は、個人たる市民とは異なり、関税を支払うことはないが、我々政府が、市民の財産を保護していることを理由として市民に対して賦課する2パーセントは支払うことになる」と続けて発言している。この発言は、法人それ自体が税を負担する（あるいは

(6) Steven A. Bank, FROM SWORD TO SHIELD (Oxford University Press 2009).

(7) Bank, *supra* note 6 at 85.

(8) Bank, *supra* note 6 at 47-50.

(9) Bank, *supra* note 6 at 49; SENATE (June 27, 1894), 62 Cong. Rec. 6863, 6866 (Statement of Mr. Vest).

負担するべきである)と同議員が考えていたことを強く示唆するものといえるであろう。

また、Vest 議員は、さらに続けて、法人の純所得の算定に際して基礎控除を認めない趣旨について「事業を遂行するために人工的に創造され、政府からその財産についての保護を同様に受ける法的主体としての法人を相手にしているからであります。法人は、個人のように、衣服や食料を消費して内国歳入税と関税とを支払う存在ではないため、基礎控除が適用されるべきではないのです」とも発言した。この発言についても、法人は株主の集合に過ぎず、その所得は株主の所得である、という理解に疑義を生じさせるものであることは否定しがたいように思われるのである。

他方、議事録の他の箇所には、「法人に対し、申告と納税とを要求するとしても、法人は、結局株主の集合に過ぎず、それは社債と株式から控除されるべきものである」という William B. Allison 上院議員の発言もみられる⁽¹⁰⁾。だが、この発言の内容を立法者の総意とみなすことは相当に困難であろう。なぜなら、この Allison 議員の発言は、法人を用いない投資を行うものとの間で差別的な取扱いとならないよう、法人の純所得を算定する際にも基礎控除を認めるべきであるとして提出された修正案⁽¹¹⁾の審理の中で出てきた、当該修正案を擁護する趣旨で行われたものであったが、その修正案は結局のところ、その後の採決で否決されてしまったからである⁽¹²⁾。

このような1894年法の立法過程は、利益説に類似した発想から基礎控除を認めるべきでないとした Vest 議員の主張に軍配が上がったことを示唆する

(10) SENATE (June 27, 1894), 26 Cong. Rec. at 6869 (Statement of Mr. Allison).

(11) SENATE (June 27, 1894), 26 Cong. Rec. at 6865 (Statement of Mr. Hill) (「私は、法人に係る有価証券に投資する者は、法人に投資したとしても、農場、あるいはその他の法人投資以外の資産に投資する場合と同じ基礎控除が付与されるような、何らかの修正を、その者の個別の配当について容易に行なうと思うのであります」)。

(12) たとえば、「株主1人に対する1年あたりの配当支払額のうち3,000ドルを超えない部分について、法人…は、この規定が無かったとすれば税を支払わなければならなかったはずの収益から控除できる。但し、当該株主が受け取った配当の額のうち4,000ドルを超過する部分は、その者の所得を計算するにあたり、含まれるものとする…」との修正は、賛成20、反対33で否決された。See SENATE (June 27, 1894), 62 Cong. Rec. at 6875.

ようにも思われる⁽¹³⁾。また、法人には基礎控除を認めないという特徴は、1913年歳入法にも引き継がれた。こうした点を踏まえると、1913年歳入法についても、法人の純所得への課税を株主の所得への課税としてのみ理解するのは必ずしも適当でないとも考えられるのである。

さらに、1913年歳入法の下での配当への課税の仕組みは、Ⅲで詳しく検討する *Towne* や *Hornby* などの事案が連邦最高裁で審理された時期になると、大きく変更されていったことにも注意が必要かもしれない。たとえば、法人の純所得に対する通常税の税率は、第一次世界大戦の戦費を調達する目的で1917年戦時歳入法が制定されたことを契機として、個人の純所得に対する通常税の税率を上回るようになった⁽¹⁴⁾。さらに、1918年歳入法では、戦時利潤・超過利潤税 (War-Profits and Excess-Profits Tax) が法人のみを対象として導入された⁽¹⁵⁾。

これらはいずれも、法人利益に対し、法人が稼得したことを理由に、独自の税負担を生じさせるものであるから、法人実在説を想起させるものというべきであろう。もちろん、そのような独自の税負担の存在は、金持ちが手にする典型的なものである、といった理由で他と比較して重く課税すべきとの判断が行われたためのものと理解することもできるであろうし⁽¹⁶⁾、配当に対して個人の通常税を課さないという枠組みが廃止されたのは、15年以上後の1936年歳入法の制定時である⁽¹⁷⁾。しかし、ⅢおよびⅣで詳しく見ていくように、Pitney 裁判官は、*Macomber* などの配当への課税の適否が問題となった

(13) But see *Bank*, supra note 6 at 51-54.

(14) 具体的には、法人に係る通常税の税率が4パーセントに引き上げられたのに対し、個人に係る通常税の税率は同法制定前の2パーセントに据え置かれた。See War Revenue Act of 1917, § 1, 4, 43 Stat. 300, 300-302 (1917).

(15) Revenue Act of 1918, § 301, 40 Stat. 1057, 1088-1089 (1919).

(16) たとえば、岡村忠生ほか『ベーシック税法 (第7版)』(有斐閣, 2011年) 190頁 (渡辺徹也執筆) 参照。

(17) 通常税を算定する際の配当非課税の廃止の経緯などについては、see e.g. Steven A. Bank, *The Story of Double Taxation: A Clash over the Control of Corporate Earnings in BUSINESS TAX STORIES*, at 153 (Steven A. Bank & Kirk J. Stark Ed. 2005).

事案において、配当を、その支払いの時点で、当該支払いによって生じた株主の所得と理解し、その理解に基づいて判断を下していったのであるが、そのような司法判断のあり方は、当時の状況として決して異常なものではなかった、ということも明らかというべきであろう。

3. 1916年歳入法

連邦議会は1916年9月8日に1916年歳入法を可決し、1916年分の連邦所得税は、原則として、1913年歳入法に代えて1916年歳入法に基づいて賦課されることとなった⁽¹⁸⁾。もっとも、既に述べたように、両者の間の差異は主として税率や規定振りに集中しており、配当への課税に関係する部分で変化したのは、配当の定義が新設されたことだけである（1916年歳入法2条）。

すなわち、1916年歳入法2条でも、①純所得には、配当を含む、あらゆる源泉からの所得が含まれると規定されており（2条(a)本文）、その上で、②連邦所得税に関する諸規定を集めた同法第1章で用いられる「配当」の意味について、「法人が行った（または、行うことが命じられた）分配のうち、1913年3月1日以降に生じた当該法人の利益（earnings or profits）から、当該法人の株主に対して支払われるものであって、現金で支払われるか、それとも株式で支払われるかは〔配当にあたるか否かの判断において〕無関係とする」と規定され（2条(a)但書）、さらには、③株式配当による所得の計算は、当該該当で受領した株式の公正市場価値ではなく、当該配当の金銭価格（cash value）に基づいて行われるとも規定されていた（同上）。

これらのうち、②の「現金で支払われるか、株式で支払われるかは無関係」という箇所は、*Macomber* において合憲性が争われ、現行のアメリカ連邦所得税制史上で唯一、違憲無効となった文言であるという点で、重大な意義を有する部分である。しかし、議事録などの立法資料を見る限り、この文言を追加する修正は議論を呼んでおらず、粛々と連邦議会を通過し、成立した⁽¹⁹⁾。

(18) Revenue Act of 1916, 39 Stat. 756 (1916).

(19) HOUSE OF REPRESENTATIVES(Monday, July 10, 1916), 53 Cong. Rec. 10727 (1916)

当時の立法者にとって、株式配当を他の配当と同様に課税することは、疑う余地のない、当然のことだったのである⁽²⁰⁾。

もっとも、そうした立法者の態度が何に起因するものだったのかは、残念ながらはっきりしない。1916年歳入法が連邦議会で審議された時、株式配当を他の配当と同様に1913年歳入法の下で課税することが、課税実務上確固たる方針となっていたため⁽²¹⁾、とも推測される。しかし、その方針は、財務省が株式配当への課税を否定する過去の方針を理由なく撤回した上で出したものだったのであるから⁽²²⁾、非課税とすることが、むしろその当時の自然な理解であったとも考えられるのである。

また、②の中の「1913年3月1日以降に生じた利益 (earnings or profits)」という支払原資に関する箇所も、いわゆる E&P 要件として、これ以降の制定法で一貫して維持されることとなる重要なものであるが、この改正の趣旨は、法人利益から払い出されていない分配を配当としないことではなく、1913年3月1日前に生じた法人利益から払い出された分配を課税しないことに

(Statement of Mr. Kitchin). 議事録によると、この改正は、Kitchin 下院議員によって「株式配当が行なわれた時に、当該配当の現金価値が所得の一部とされることを確実にするためのもの」と趣旨が説明された後、特に議論なく採択され可決された。また、「現金で支払われるか、それとも株式で支払われるかは〔配当にあたるか否かの判断において〕無関係とする」という文言は下院の法案が上院に送付された後に、上院において追加されたものであるが、両院協議会において、下院はその追加を「事務的変更 (clerical change)」に過ぎないとして受け入れたのである。See J. S. Seidman, SEIDMAN'S LEGISLATIVE HISTORY OF FEDERAL INCOME TAXES: 1938-1861, at 954-955 (Prentice-Hall 1938).

(20) *Also* Andrews & Feld, *supra* note 5 at 34 n.1.

(21) 米国財務省は、1915年12月22日付けの財務省告示第2274号において、1913年歳入法の解釈上、株式配当が課税対象になるという立場を明らかにした。See T.D. 2274 (Dec. 22, 1915).

(22) *Compare* T.D. 2274 with T.D. 2163 (Feb. 18, 1915). 財務省告示第2163号では、一般原則として「法人…の資本株式を真性、かつ恒久的に増加させるための、個人所得税の回避を意図したものでない株式配当は、原資を表象するものと判断されるのであって、株主の下で、実現利益、利益、収益として、所得税に服するものではない」とのルールが明らかにされた後、「配当で得た株式が現金または現金等価物と引換えに消却される場合」及び「株式配当が法人資産を分配するための手段とされる場合」においては、「交換または受領があった時点において、実現額 (amount realized) がその年の所得とされることになる」との例外ルールが掲げられていた。しかし、財務省告示第2274号は、180度の方針転換の理由については一言も触れていない。

あった点⁽²³⁾に注意を要しよう。なお、この改正の当否も議院内で議論を呼ばなかったから⁽²⁴⁾、立法者は当然の改正と理解していたのかもしれない。

しかし、実際には、1913年3月1日前に計算されたE&Pから払い出される分配を課税しないことは、当然といえるものではなく、当時の課税実務を180度転換するものだった。財務省は、1913年歳入法の解釈として、E&Pが支払原資でありさえすればよく、1913年3月1日前のE&Pからの払い出される分配も配当であるとの立場を明確に示していたからである⁽²⁵⁾。

Ⅲ. *Macomber* 期における配当の理解

Ⅱで確認したように、1913年歳入法における、株主法人間取引の取扱いに関するルールは、現行のものとは比べて著しく簡素であり、配当の取扱い、すなわち、その全額が付加税の目的においてのみ課税対象になることを除けば、他には何の規定も存在しなかった。また、1916年歳入法では配当の定義が置かれたが、配当でない（配当とは区別される）分配が存在するか否か、存在するとすればそれはどのようなもので、どのような場合に該当するのか、と

23) 個人株主の場合についての改正提案は、提示された直後に何の発言もなく採択された。See SENATE (SATURDAY, August 26, 1916), 53 Cong. Rec. 13245, 13262 (Statement of The Presiding Officer). これに対し、法人株主の場合についての改正提案は、「この条項における『配当』という用語には、現金と株式とのいずれでなされるかにかかわらず、法人の利益 (earnings or profits) の分配が含まれるものとする」との文言を追加するだけのものではあったところ、提案の直後に、Smooth 上院議員から、「1913年3月1日以降に生じた」との文言を追加する修正が提案され、この修正を行なった上で採択されることとなった。しかし、その修正の趣旨について、Smooth 上院議員は、法案のタイトルが「1913年3月1日に有効となった所得税」である以上、そのタイトルを変更しない限り、同日より前に遡ることは出来ないはずである、と述べただけだった。See SENATE (SATURDAY, August 26, 1916), 53 Cong. Rec. at 13276-13277 (Statement of The Vice President, Statement of Mr. Smooth).

24) 既にもたように、この改正は上院で発案されたものであったが、両院協議会において下院は事務の変更に過ぎないとしてそのまま受け入れた。See Seidman, *supra* note 19 at 955.

25) See T.D. 2048 (Nov. 12, 1914) (「法人の純利益 (net earnings) または純利益から成る確定剰余金 (established surplus) を原資とする配当」の全額は、「当該配当の宣言にあたってその原資となった剰余金または未分配利益 (undivided profits) の稼得 (earned), あるいは当該法人の帳簿への記帳の時点にかかわらず」所得になる)。

いうこと、換言すれば、そもそも配当とは何か、という点が明らかにされることはなかった。これらのことから、分配における原資の回収 (return of capital) のルールが極めて不明確、不安定であったということができよう。

しかし、所得税が実質的意味においても所得に課税するものであるためには、原資の部分に課税しないこと、すなわち、経済的価値の流入たる収入を所得計算の出発点にする場合にあっては、そのうちの原資の回収に過ぎないものを特定し、課税の対象外とすることが決定的に重要となる。そして、法人への投資（を表象する株式）については、建物や機械といった、収入発生期間が有限であることが明らかで、規則的な減価を認めることができるものと、土地のような、未来永劫、収入が発生すると理解すべきもので、規則的な減価がないといい切ってしまうてよいものとの間に属するものといえ、わかりやすく、多数人の同意を調達することが容易な、所得（の獲得）と原資（の回収）との区別のあり方が存在しない⁽²⁶⁾。それにもかかわらず、明文上の原資の回収のルールへの手掛かりは皆無に近かった。こうした事情が、連邦最高裁が、配当への課税の当否という1つのテーマについて短い期間で数多くの判断を行うこととなった要因の1つであったように思われるのである。

また、Ⅱでは、配当が（1913年歳入法下の付加税を算定する上での）所得であることの意味について連邦議会の中で一致した見解が存在していたとは断じ難いことも確認したが、この配当への理解の不一致により、配当に対応した概念である原資についても、その理解の仕方に対立を生じていたとも考えられる。*Towne* から *Macomber* に至る7つの事案では、あるべき原資の回収だけでなく、配当や原資についての理解の対立も絡んで、複雑な様相を呈したのではなからうか。

そこで、このⅢでは、まず、配当や原資の概念としてどのようなものが想定されたのか、という点に着目してそれら7つの事案を整理した上で、*Macomber* に大きな影響を与えたと考えられる要素を抽出する（Ⅲ-1）。次に、

⁽²⁶⁾ *E.g.* Marvin A. Chirelstein & Lawrence A. Zelenak, FEDERAL INCOME TAXATION, at Sec. 201 Paragraph 3-16 (Foundation Press, 12th Ed., 2011).

Ⅲ-1の考察などを通じて *Macomber* との関係が深いことが判明する *Towne*, *Peabody*, *Hornby* についてやや詳しく検討する (Ⅲ-2)。その上で, *Towne*, *Peabody*, *Hornby*, そして *Macomber* で示された配当などの理解の特徴を, 当時の文献も参照しつつ整理する (Ⅲ-3)。

1. 初期判例の整理

表1は, *Towne* から *Macomber* までの7つの事案を, 問題となった取引の内容や結果, 裁判官の判断などで整理したものである⁽²⁷⁾。

表 1

事案	株主	取引	支払原資	課税	裁判官の判断									
					W	M1	H	D	V	P	M2	B	C	
<i>Towne</i> ⁽²⁸⁾	個人	株式配当	開始前E&P	否	○	△	◎	○	○	○	○	○	○	○
<i>Turrish</i> ⁽²⁹⁾	個人	清算分配(現金)	開始前増加益	否	○	◎	○	○	○	○	○	△	△	
<i>Southern Pacific</i> ⁽³⁰⁾	完全親法人	通常配当(相殺処理)	開始前E&P	否	○	○	○	○	○	◎	○	○	×	
<i>Hornby</i> ⁽³¹⁾	個人	通常配当(現金)	開始前増加益	肯	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	
<i>Peabody</i> ⁽³²⁾	個人	通常配当(子法人株式)	開始前E&P	肯	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	
<i>Gulf Oil</i> ⁽³³⁾	完全親会社	通常配当(債権譲渡)	開始前E&P	否	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	
<i>Macomber</i>	個人	株式配当	開始後E&P	否	○	○	×	×	○	◎	○	×	×	

〈◎〉: 法廷意見を執筆 ○法廷意見に参加 △法廷意見の結論に賛成 ×法廷意見に反対

⁽²⁷⁾ 各事案は, 連邦最高裁が判決を下した順番に並べたが, 同日に判決が下されたコンバニオン・ケースについては公式判例集での掲載ページが若い順に並べている。また, 裁判官の略称は, 就任時期が古い順に, “W”がEdward Douglass White (1894-1921), “M1”がJoseph McKenna (1898-1925), “H”が, Oliver Wendell Holmes Jr. (1902-1932), “D”がWilliam Rufus Day (1903-1922), “V”がWillis Van Devanter (1910-1937), “P”がMahlon Pitney (1912-1922), “M2”がJames Clark McReynolds (1914-1941), “B”がLouis Dembitz Brandeis (1916-1939), “C”がJohn Hessin Clarke (1916-1922)であり, FJC(Federal Judicial Center)のWebページにある情報に依拠した。See Federal Judicial Center, Supreme Court of the United States: Justices, *available at* <https://www.fjc.gov/history/courts/supreme-court-united-states-justices> (last visited 2018/01/18).

⁽²⁸⁾ *Towne v. Eisner*, 245 U.S. 418 (1918).

表1から浮かび上がる連邦最高裁の判断の特徴として、真っ先に挙げるべきであるのは、問題となった配当の支払原資の発生時期のみによって、課税されるか否かが決められたわけではないということであろう。これら7つの事案は、*Macomber*を除き、すべて1913年3月1日より前に生じた利益から支払われた配当への課税が問題となったものであり、課税を認めなかった事案が多数であることから、利益の発生時期と課税を認めないという結論との関係性が窺われるものの、そのような関係性は決定的なものではない。なぜなら、*Hornby* および *Peabody* では課税が肯定され、*Towne* などの残りの事案では否定されるという区別が存在するからである。

もっとも、事案の内容にも目を向けると、1913年3月1日より前に生じたという事情によって、課税される、課税されないという結論が決せられた場合も確かに存在することが判明する。たとえば、*Turrish* は、同日前に生じた資産の値上がり益からの配当であったことを理由に課税されないと下級審で判断されていた事案であるが⁽³⁴⁾、連邦最高裁においても、McKenna 裁判官の意見によって「土地の値上がりが所得であるとすれば、生じた時間が特定されているだけでなく、その時間は1913年歳入法が適用される、同法の時間の範囲内のもの、すなわち、1913年3月1日より後のものでなければならぬ」と判示された上で、課税なしとの結論が維持されたのである⁽³⁵⁾。ま

(29) *Lynch v. Turrish*, 247 U.S. 221 (1918).

(30) *Southern Pacific Co. v. Lowe*, 247 U.S. 330 (1918).

(31) *Lynch v. Hornby*, 247 U.S. 339 (1918).

(32) *Peabody v. Eisner*, 247 U.S. 347 (1918).

(33) *Gulf Oil Co. v. Lewellyn*, 248 U.S. 71 (1918).

(34) *Turrish* は、1903年に設立され、森林地の購入・保有・売却を目的とする Payette Lumber & Manufacturing Company が、1914年に現金を対価とする事業譲渡を行って、設立以来、約1,375,000ドルを投じ、1913年3月1日の時点で2,875,000ドルに値上がりしていた森林地も売却し、直ちにその対価を株主に分配して休眠状態 (dormant) に入ったという事案であり、その結果、納税者である *Turrish* は同社株式と引き換えに当該株式の額面の2倍にあたる159,950ドルを受け取ったところ、課税庁が、その半額は当該株式の清算で課税の対象とならないが、残りの半額は配当であるとして課税する処分を行ったものである。これに対し、第一審の連邦地区裁判所と控訴審の第8巡回区控訴裁判所は、*Turrish* の主張を認める判決を下していた。See *Turrish*, 247 U.S. at 223-224.

(35) *Turrish*, 247 U.S. at 228-229.

た、*Turrish* における課税なしの判断は、同日以前に取得した資産に係る譲渡益の計算方法に関する具体的な規定を欠く状況の中で⁽³⁶⁾、問題の配当の実施が同日より後の事象であった事実に明示的に触れた上で、課税期間前の値上がり益は課税期間中に売却された場合でも所得にならないという判例の適用を認めた上で導出されたものでもあり⁽³⁷⁾、連邦最高裁が解釈によって導き出した所得と原資との区別の一例と位置付けることができよう。

しかし、表1からの読み取りとして既に指摘したように、1913年3月1日より前の利益からの配当はいかなる場合でも所得として課税されることはない——それはあらゆる意味で原資なのである——という発想を連邦最高裁が採っていないことも、また明らかであろう。その証拠の1つが *Hornby* であるが、この事案は、これらの判例において配当がどのように理解されているのかを探る手掛かりとして極めて重要なものといえる。なぜなら、III-2-cで確認

(36) 1913年3月1日より前に取得した資産の譲渡益を計算するための(調整済)基準価格を、同日時点での当該資産の時価とするルールは、1916年歳入法で初めて設けられたものであり、1913年歳入法の下では、減価償却や損失の計算に関するものではあるが、同日前に取得した資産であっても現実の取得費に基づいて計算することを求める財務省告示も公表されていた。See Revenue Act of 1916, § 2(c), 39 Stat. at 758 (1916); T.D. 2005 (July 8, 1914) (所得税の開始日である1913年3月1日より前に購入した財産の取得費は、当該財産について実際に支払った額に改良費などを加えたものとする)。

(37) *Turrish*, 247 U.S. at 226, 229-230. McKenna 裁判官が依拠した *Darlington* は、南北戦争時の連邦所得税において、1865年から1868年にかけて値上がりし、1869年に売却された公債の譲渡益への課税が問題となったものであって、同裁判官が修正どころか疑問を呈されたこともないとのコメントを付して引用した箇所では、「取得した日から売却した日までに問題の財産が値上がりしていたという事実だけではそのような値上がりに課税することは正当化されない。単なる値上がりはいかなる意味においても、制定法で定められた譲渡益や利益あるいは所得を構成するものではなく、それは原資の増加を構成するものであって、そのようにしか取り扱えないものであるからである」と判示されている。See *Gray v. Darlington*, 82 U.S. 63, 66 (1872)。この判示を額面通り読むと、資産の譲渡益(キャピタル・ゲイン)への課税はおよそ否定されてしまうようにも思われるが、同裁判官は、*Darlington* の内容を、売却等が課税期間中に行われたとしても(1913年3月1日前に生じた値上がり益のような)原資は原資のままである——所得に変わることはない——と弱めた上で引用したと考えるべきであろう。なぜなら、約2週間前に連邦最高裁判決が下された *Gauley Mountain* において、Pitney 裁判官が全員一致の法廷意見として、*Darlington* で過去の値上がり起因する譲渡益への課税が全く認められなかったのは、「その年における (for the year) 譲渡益, 利益, 所得」を課税対象と定める1864年歳入法の特種な規定振りに由来すると判示していたからである。See *Hays v. Gauley Mountain Co.*, 247 U.S. 189, 191-192 (1918)。

するように、*Hornby* は、問題となった配当が何で支払われたのか、あるいは、どのような利益から支払われたのかという点では *Turrish* と実質的に同じといえる事案であるから、原資であったはずのものを所得へと転換してしまう強い力の出処や特徴が比較的容易に浮かんでくることが期待されるからである⁽³⁸⁾。

また、表 1 からは (*Hornby* で法廷意見を担当した) Pitney 裁判官が、*Macomber* だけでなく、1913年3月1日より前の利益からの配当は所得でなく原資であるという命題へのもう 1 つの反例である *Peabody* でも法廷意見を担当したことが読み取れるが、*Peabody* においては、現金の配当でなく株式の配当が個人株主に対して実施されたという点では *Macomber* と共通しているものの、その発行主体は分配法人でなく分配法人の子会社となっており、この相違から課税の有無が分かれたのではないかと推測される。そして、そのような *Macomber* と *Peabody* との間の相違を埋める事案としては、個人株主に対する株式の配当ではあるが、その発行主体が分配法人であった *Towne* の存在が指摘されよう。なお、*Towne* における法廷意見の担当は Pitney 裁判官ではなく、Holmes 裁判官であるが、Pitney 裁判官もこの法廷意見に参加しており、*Peabody* と連続的に位置付けることは十分に可能であると考えられる。

⁽³⁸⁾ *Turrish* と *Hornby* で結論が異なったのは、単に法廷意見を担当した裁判官が異なる立場に立っていたから——たとえば、1913年3月1日より前に生じた利益であれば課税されないという法理を、*Turrish* で法廷意見を担当した McKenna 裁判官は承認したが、*Hornby* で法廷意見を担当した Pitney 裁判官は承認しなかったから——に過ぎないといった可能性も皆無ではない。しかしながら、Pitney 裁判官は、*Hornby* の僅か 2 週間前に連邦最高裁が判決した *Michell Brothers* において、1909年関税法の下での法人所得税 (Corporate Excise Tax) の解釈として、同税の開始日であり 1909年1月1日以後に生じた利益のみが同税の課税対象であると判示した上で、*Hornby* のコンパニオン・ケースである *Southern Pacific* (の法廷意見) においては、*Michell Brothers* を引用した上で「1913年1月1日より前に法人に生じた利益は、1913年歳入法の適用において、所得ではなく原資であるとしか考えられない」(傍点引用者) と判示した。See *Doyle v. Michell Brothers Company*, 247 U.S. 179, 184 (1918); *Southern Pacific*, 247 U.S. at 335. また、表 1 で明らかなように、McKenna 裁判官と Pitney 裁判官とは、いずれも反対意見を述べず、お互いに法廷意見に与した。以上を踏まえれば、*Turrish* と *Hornby* との間の取扱上の相違は、法廷意見を述べた裁判官の相違ではなく、事実関係の相違と考えるべきであろう。

そこで、以下では、連邦最高裁が示した配当の理解を具体的に説明するべく、*Towne*, *Hornby*, *Peabody* という3つの事案において、さらに詳しくみていく(Ⅲ-2)。なお、配当への課税が認められなかった事案としては、*Southern Pacific* および *Gulf Oil* も存在しているが、これら2つはいずれも完全親法人に対する配当の事案であって、他と比べてやや異質であるから、*Towne* をはじめとする個人株主に対する配当の事案の考察と、それに基づく連邦最高裁の配当に対する理解の導出を終えた後に、そうした理解が同様に当てはまるか否かという形でⅢ-3において簡単に検討することとしたい。

2. 初期判例における配当の概念

a. *Towne*

Towne は、*Yale & Towne Manufacturing Company* (以下「*Yale* 社」という)が、利益剰余金1,500,000ドルを資本金へと移転し、それと同時に資本金の増加に対応する新株をその時点の株主に按分的に割り当てた事案であって、その結果として、*Yale* 社の株主であった *Towne* は4,174.5株の *Yale* 社株式を新たに受け取った⁽³⁹⁾。これに対して課税庁は、1913年歳入法について「法人の純利益、利益剰余金あるいは未分配利益から支払われる株式配当は現金等価物であり、現金配当と同じ条件の下で課税所得を構成するものである」との解釈を明らかにしていた財務省告知2274号⁽⁴⁰⁾ に依拠して、*Towne* に対して417,450ドルの課税所得が生じたとする課税処分を行ったが⁽⁴¹⁾、連邦最高

(39) *Towne v. Eisner*, 242 F. 702, 703-704 (1917).

(40) T.D. 2274 (December 22, 1915) (T.D. 2163を改定). *But see* T.D. 2163 (February 8, 1915) (真正に実施された株式配当は、個人所得税の賦課を免れる意図のものでない限り、原資であって、株主の下で所得として課税されないが、配当された株式が現金などで消却されたり、株式配当を通じて法人の資産が分配されたりする場合には、所得として取り扱われるものとする)。

(41) *Towne* の課税所得であるとされた417,450ドル——これは、*Holms* 裁判官が法廷意見の最後で言及した数値である——は、問題の株式配当によって取得した *Yale* 社株の株数(4174.5)に、その額面額(100ドル)を乗じて算出されたものと考えられる。なお、1916年歳入法以降の計算方法については、*see e.g.* *George E. Holmes, FEDERAL INCOME TAX, WAR-PROFITS AND EXCESS-PROFITS TAXES*, at 316 (*The Bobbs-Merrill Company*, 1920).

裁は、Holmes 裁判官の法廷意見によって、「問題の株式配当は紛れもなく原資である」と判断したのである⁽⁴²⁾。

問題の株式配当の支払原資となった——より正確には、資本金へと振り替えられた——利益剰余金は、すべて1913年1月1日より前にYale社が稼得したものであった⁽⁴³⁾。だが、Holmes 裁判官が、この点について触れたのは、事実の概要の箇所においてのみであったのであり、課税されない理由の箇所ですぐにそれには触れることはなかった。同裁判官が株式配当を所得でなく原資であると判断する際に強調したのは、当該剰余金の稼得時期ではなく、株主であるTowneの権利(interest)が変化しなかったことだったのである。

すなわち、Holmes 裁判官は、信託財産たる株式に基因して行われた株式配当が収益受益者(tenant for life)と残余受益者(remainderman)との間にどのように帰属するかが問題となったGibbonsを引用した上で、株式配当が行われても、現金などが法人の下から減少して株主の下で増加するということはなく、また、株式という法人全体に対する権利(interest)に着目しても、そのような権利(interest)の株主の間での配分に変化はなく、株式配当の前後で変化が認められるのは、株式を表章し、その証拠となる株券だけであると指摘する⁽⁴⁴⁾。そして、Holmes 裁判官は、そのような株主の下にある権利(interest)の変化という観点から株式配当を観察した結果、株主の下にある権利(interest)には何らの変化が生じていないことを根拠に、株式配当によってTowneに417,450ドルもの所得が生じたはずはないと結論付けるのである⁽⁴⁵⁾。

(42) *Towne*, 245 U.S. at 426.

(43) *Towne*, 242 F. at 703-704; *Towne*, 245 U.S. at 424.

(44) *Towne*, 245 U.S. at 426; *Gibbons v. Mahon*, 136 U.S. 549, 559-560 (1890).

(45) *Towne*, 245 U.S. at 426-427. Holmes 裁判官は、傍論的に、利益剰余金を資本金に振り替えるだけの場合や株式分割が行われる場合についても、株主に所得が生じるはずはないと指摘しているが、これらの取引においても株主の権限は変化していないと考えられる。

b. *Peabody*

Peabody も、*Towne* と同様に、1913年3月1日より前に生じた利益から個人株主に対して株式が配当された事案である。しかし、*Peabody* で配当された株式は、配当を実施した Union Pacific Railroad Company（以下「Union社」という）が発行したものではなく、その子会社である Baltimore & Ohio Railroad Company（以下「Baltimore社」という）が発行し、Union社がその資産として保有していたものであり⁽⁴⁶⁾、これが連邦最高裁において、Pitney 裁判官の法廷意見によって、所得にあると結論付けられたのである。

Peabody においても、Baltimore社株式の現物配当の前後で *Peabody* の下で生じた権利 (interest) に変化が生じたのか、変化したとすればどのようなものであったのかが注目されており、その考察の結果として、*Towne* とは逆に権利 (interest) の変化が認められたことで、原資でなく所得であると判断されたと考えられる。すなわち、Pitney 裁判官は、まず、連邦最高裁の下で配当への課税が否定された *Towne* と *Southern Pacific* のそれぞれについて、前者の配当は「株主の権利 (interest) の中身を全く増やさないもので、その権利 (interest) を表章する証拠を変化させるだけのもの」、後者の配当は「配当が宣言される前でも *Southern Pacific* が実質的には所持し、支配を及ぼしていた資金を対象とするもの」と整理し⁽⁴⁷⁾、その上で、*Peabody* について、*Peabody* が Union社の個人株主であるに過ぎず、同社が配当を決定した場合にのみ受け取る権限 (right) などを有するだけであったために、「Union社

(46) *Peabody*, 247 U.S. at 348. なお、正確には、Baltimore社株式だけでなく、現金も同時に分配されている。具体的には、Union社株式1株（額面額100ドル）あたり3ドルの現金と、Union社株式100株あたり Baltimore社普通株式と同社優先株式をそれぞれ12株と22.5株だけ分配するものであった。

(47) *Southern Pacific* の事案は次のようなものである。親会社の *Southern Pacific Company* は、子会社の *Central Pacific Railroad Company* から鉄道を借り上げて運用し、その運用益の一部などを支払うことになっており、その結果、子会社に多額の利益剰余金が生じていたが、親会社から子会社への実際の支払いはほとんど行われておらず、その大半は親会社に対する債権で占められていた。このような状況において、子会社が1914年に配当を実施したが、金銭のやり取りはなく、両社の帳簿上で支払いが記録されただけであった。See *Southern Pacific Company v. Lowe*, 247 U.S. 330, 332-333 (1918).

の利益剰余金に対する〔Peabodyの〕権利 (interest) は配当宣言の前でも後と同じとはいえない」と整理する⁽⁴⁸⁾。その上で Pitney 裁判官は「Baltimore 社株式の配当は、株式配当ではなく Union 社の資産の一部の分配の一種であるために、Towne の適用はなく、金銭価値を持つモノの分配と同じルールが適用され、本日既に判決が下された Hornby の適用を受ける」と結論付けたのである。

c. Hornby

Hornby で問題となったのは Cloquet Lumber Company (以下「Cloquet 社」という) が実施した現金の配当であるが、年に一度や二度、定期的を実施されるようなものではなく、1913年3月1日より前に生じた利益を株主が一度に手にするものであって、Turrish のような清算分配に近く、実際のところ、原審の段階では、同日前の値上がりに帰せられる部分は所得ではなく課税されないと判断されていた⁽⁴⁹⁾。だが、Pitney 裁判官は、Michell Brothers および Southern Pacific において、最初の課税期間が始まる前に生じた値上がり益は所得でなく原資であるという理解を示し、さらにⅢ-1 で既にみたように、Turrish において McKenna 裁判官の法廷意見に参加したにもかかわらず、Hornby が受けた問題の配当の全額をその所得であると判断していた。したがって、Pitney 裁判官が Hornby (および Peabody) において示した判断は、1913年3月1日より前に発生した利益を所得として課税することはできないが、そのような利益を原資として同日以降に支払われた配当であれば所得として課税できる、という区別を示したものといえるのである。

Pitney 裁判官は Hornby が Turrish と区別される要素として、「Cloquet 社が解散したり、清算したりすることがなく、Hornby の株式が消却されることもなかった」(傍点付加) という事実を指摘しており、これは、Cloquet 社が清算せずに存続する中で実施されたものであったために、問題の配当は

(48) Peabody, 247 U.S. at 349.

(49) Lynch v. Hornby, 236 F. 661 (8th Cir. 1916).

原資から所得に変質したという判断であるといひ換えることができよう⁽⁵⁰⁾。そして、そのような変質が生じる理由として Pitney 裁判官は、「Hornby は多くの株主の 1 人の一人に過ぎず、〔配当が行われる前には〕同社の資本や利益剰余金に対する通常の株主としての権利 (interest) という、同社の資本や利益剰余金を同社の事業に適切に用いるよう取締役へ委託し、当期の利益または留保された利益剰余金から、取締役がその裁量の下に宣言するかもしれない配当を受け取る権利を持つただけであった」という⁽⁵¹⁾、*Peabody* と類似の指摘を行っており、株主としての権利 (interest) を保持したまま、現金を新たに手にして自身の権利 (interest) の対象としたことを理由にあげるものといふことができるように思われる。

3. 財産そのもの (res) としての所得および原資

Ⅲ-2 で詳しくみた *Towne*, *Peabody*, *Hornby* の内容を一言で整理すれば、【問題の配当が原資でなく所得とされ、課税の対象となるのは、問題の配当の前後で納税者の権利 (interest) に変化がみられる場合である】となる。そして、この整理に従って事案を振り返れば次のようにいふこともできるように思われる。すなわち、*Towne* の株式配当については、その前後で法人に対する株主の権利 (interest) は同一であり、他の権利 (interest) がそれとは別に変化することもなかったから、配当された株式は所得でなく原資と判断されたといえる。これに対して、*Peabody* の子会社株式配当や *Hornby* の現金配当が原資でなく所得と判断されたのは、法人に対する株主の権利 (interest) を維持したまま、直接保有という権利 (interest) の対象を増やすものであったためといえる。そして、*Southern Pacific* および *Gulf Oil* の配当が原資と判断されたことについても、配当が宣言される前から、子会社の

⁽⁵⁰⁾ See also *Hornby*, 247 U.S. at 346 (「法人が通常の活動の中で宣言し、株主に対して支払った配当は、それが1913年3月1日以降であれば、当期の利益を原資とするか、同日以前に留保された利益剰余金を原資とするかにかかわらず、当該株主の所得として課税の対象となる」)。

⁽⁵¹⁾ *Hornby*, 247 U.S. at 341.

利益や資産は実質的には直接保有という権利 (interest) の対象となっており、その対象の増加は実質的に存在しなかったためということができよう⁽⁵²⁾。

また、この整理によれば、*Turrish* が *Hornby* から区別され、かつ、問題の配当の全部が原資と判断された理由についても、次のようにいうことができるかもしれない。まず、直接保有という権利 (interest) の対象物として現金が追加されたはずであるにもかかわらず、*Turrish* において、当該現金がそのまま所得として把握されなかった点については、同時に法人が清算し、当該法人に対する株主の権利 (interest) が消滅しているために、消滅した権利 (interest) が転化したものとして把握されたと考える⁽⁵³⁾。次に、原資と判断された点については、そのような場合であっても、値上がりや利益が存在していれば、それらに対応する部分は所得として把握されるはずであるが⁽⁵⁴⁾、*Turrish* においてはそれらの発生が1913年3月1日より前であったため、もっぱら原資であると判断されたと考えるのである。

このような権利 (interest) の変化の作用については、岡村忠生が「*Macomber*

⁽⁵²⁾ *Gulf Oil* では権利 (interest) という用語こそ用いられていないが、問題の配当は *Hornby* で実施された通常の配当ではなく、*Southern Pacific* が適用されるものであると判示されている。See *Gulf Oil*, 248 U.S. at 72-73.

⁽⁵³⁾ あるいは、森林地 (への投資) に対する株主の (間接的な) 権利 (interest) がそのまま現金に転化したと考えるべきなのかもしれない。なぜなら、McKenna 裁判官は、1913年3月1日より前に生じた値上がりは所得でないという法理が *Turrish* において妥当する根拠として、かつて連邦最高裁が *Hubbard* において「株主は、[法人が行う投資に対しても] 当該法人と同一ではないものの、制定法の下で課税の対象となる権利 (interest) を持ちうる」と判示したことを引用・強調したのであるが、これは、現金等に転化する際には、値上がり部分が所得として課税されることになる権利 (interest) は確かに存在するが、同日前に生じた値上がりであるために、結局は原資になるという趣旨の指摘だと考えられるからである。See *Turrish*, 247 U.S. at 228; *Collector v. Hubbard*, 79 U.S. 1 (1870).

⁽⁵⁴⁾ Pitney 裁判官は、(法人所得税に関する) 1909年関税法の解釈としてはあるが、「資本的資産の転化 (conversion) から得られる収入の全部 (entire proceeds) を所得として取り扱うことは、制定法が意図するところでも、意味するところでもない」と判示する一方で、「[収入 (gross proceeds) から取得時などの開始時点での資本価値を控除して算定される] 譲渡益 (gain) は、あらゆる源泉からの“総所得”の一部として計上される」とも明言している。See *Mitchell Brothers*, 247 U.S. at 184-185.

における実現」として夙に指摘していること⁽⁵⁵⁾と軌を一にするもののようにも見える。すなわち、岡村は「*Macomber* のいう実現の意味を理解する上で重要なことは、問題となる資産が法人から株主へ交付されたことによって、法人と株主との関係、特に株主が法人に対して有する私法上の利益 (interest) がどのように変化したかが、決め手とされたことである」と指摘し、その上で、「*Macomber* における実現」を、「納税者の保有する資産の価値変動は、その資産に対する納税者の関係が変化しない限り、実現されることはない」と把握するものであり、「この関係の変化[を]資産に対する私法上の権利関係によって捉え[る]」ものであると説明したが、後でみるように、Pitney 裁判官は、*Macomber* において *Towne* がそのまま妥当すると明言しているからである。

もっとも、岡村による「*Macomber* における実現」の理解は、株主の権利 (interest) の変化という要件を、「納税者の保有する資産の価値変動[によって既に生じている所得]」を課税所得として認識するための要素と位置付けるもの、換言すれば、そのような「未実現の所得」に対する適切な課税時期を決定するための基準と位置付けるもののように思われ、このような位置付けは、*Macomber* を含む初期判例の内容の理解としては、あまり適切ではないと考えられる。なぜなら、*Macomber* などの初期判例の事案で Pitney 裁判官らが扱い、論じたのは、問題の配当が所得であったかどうかであり、発生済の増加益は所得であると認識した上でそれを課税上も所得として把握するにはどの時点が適切であるのかについて論じていないことは明白だからである⁽⁵⁶⁾。

これに対し、Roswell Magill は、*Hornby* において「1913年歳入法の施行日

(55) 岡村忠生「マッコンバー判決再考」税法学546号48頁，52-53頁（2001年）。

(56) Magill は、「所得は実現したものでなければならない、という実現の問題は、ある特定の項目はどの時点で課税の対象とするのが便利で好ましいか、という問題としてのみ考えることは確かに可能である」と指摘した上で、「*Macomber* において連邦最高裁は眼前の問題を、所得はいつ実現するのか、ではなく、所得は実現しているのか、と考えていたのであるから、*Macomber* の判示を、株式に対する課税は当該株式が譲渡されるまで繰り延べられる、と解釈することが、連邦最高裁とは全く別の観点から定式化であることは明白である」と指摘する。See Roswell Magill, TAXABLE INCOME, at 22 (revised ed. 1945).

から配当を受領した日までの経済財の増加 (total increase) という意味での“利益 (gain)”が株主に生じたことが、所得の実現の本質的要素と考えられなかった〔こと〕を手掛かりとして、そのような発想の背景に「株主の“原資”ないし“投資”は、株式などの事業に対する権利 (interest in enterprise) といった財産そのもの (res) なのであって、株主が投資した金銭の量 (quantum of money) ではない、という前提」があることを鋭く指摘している⁽⁵⁷⁾。また、Magill は、この前提を踏まえた上で、*Macomber* などの初期判例における「所得の実現」の要請について「納税者が所得を得たとして課税されるには、財産そのもの (res) を納税者が行っている投資と認識した上で、そこから分離された、あるいは、切り離された何かを受け取らなければならない」という理解も示しているが、こうした前提や理解からすると【所得とは財産そのもの (res) の増加や変化によって把握されるものである】ということができよう⁽⁵⁸⁾。このような所得 (や原資) の理解が前提にあったと考えることで、権利 (interest) の変化に着目して所得として課税されるか否かが決まるという、*Towne* などの初期判例の判断構造や結論は初めてうまく説明できるように思われるのである。

IV. *Macomber* 再再考

1. 疑わしき *Macomber* の前提?

Ⅲでは、*Towne* や *Hornby* などの *Macomber* に先立つ初期判例において、所得やそれと区別されるべき原資を財産それ自体 (res) として把握し、かつ、財産それ自体 (res) にどのように変化がみられたのかに着目することによって、それらを区分する発想が存在したことを明らかにした。このような所得や原資の理解——以下では、所得が第一義的には財産そのもの (res) の増加として把握されることに着目して差し当たり「財産増加説」と呼ぶ——

⁽⁵⁷⁾ Magill, *supra* note 56 at 27, 29.

⁽⁵⁸⁾ Magill, *supra* note 56 at 42.

によれば、*Hornby* で実施された現金配当は当然に所得に区分される一方、*Towne* でされた株式配当は当然に原資に区分される。なぜなら、前者は「法人の株式を所有することで保有してきた一体的で間接的な権利 (undivided and indirect interest) から切り離された、現金に対する別個独立の権利 (separate personal interest) を株主に得させるものである」のに対し、後者は「株主の権利 (interest) を質の面でも程度の面でも変化させることのない、保有してきた株主の財産権 (property interest) の再宣言に過ぎないものである」からである⁽⁵⁹⁾。

また、そのような所得や原資の理解 (財産増加説) は、法廷意見を担当した裁判官は必ずしも同一ではなかったにもかかわらずそれらの初期判例のいずれについても一貫して妥当するものでもあった。このような *Macomber* 前夜の判例法の状況を踏まえれば、*Macomber* において株式配当は修正16条の意味するところの所得でないと判断されたのはごく自然なことであったといふべきであろう。

もっとも、*Towne* や *Hornby* などにおける連邦最高裁の判断は、1913年歳入法の解釈として妥当であるか否かという評価軸からすると、やや難があるといわざるをえないものであるように思われる。すなわち、IIで確認したように、同法の下での配当への課税の枠組みは、付加税の部分についてのみ個人株主の段階で賦課し、通常税の部分については法人の段階で賦課することを原則とすべく設計されたと考えられるものであったから、そのような枠組みを踏まえた上で配当の意義に迫るとすれば、法人の課税後所得が配当宣言を機会に株主の所得として改めて把握されたものと位置付けるのが自然であろう。だが、*Hornby* において、Pitney 裁判官は、同法の条文に具体的に言及したにもかかわらず、そのような配当への課税の枠組みを等閑視し、その一方で、同法の中に具体的な手がかりが認められるわけではない財産増加説に基づいて、配当の意義を示したようにみえるのである⁽⁶⁰⁾。

(59) Magill, *supra* note 56 at 43.

(60) *Hornby*, 247 U.S. at 342-343.

あるいは、配当への課税の枠組みの前提として、配当によって現金などを得る前であっても、法人が純所得を稼得した時点で金銭の量 (quantum of money) の形で株主の所得として把握されることに着目すれば、他の局面はともかく、少なくとも配当の意義を明らかにしようとする際には、財産そのもの (res) ではなく、金銭の量 (quantum of money) として所得や原資を把握するべきであった⁽⁶¹⁾ということもできるかもしれない。もし仮に *Hornby* の解決がそのような発想で行われていたとすれば、「1913年歳入法の施行日から配当を受領した日までの経済財の増加 (total increase) という意味での“増加益 (gain)” が株主に生じたことが、所得の実現の本質的要素と考えられ[た]」はずであり⁽⁶²⁾、*Turrish* と同様の結論になっていたであろう。

そして、もし仮に、これら2つの配当の理解のいずれかが *Towne* をはじめとする初期判例で採用されていたとすれば、*Macomber* において株式配当が修正16条の意味するところの所得でないと判断されることもなかったと考えられる。なぜなら、*Macomber* で問題となった株式配当は1913年3月1日以後に留保された法人の利益について実施されたものであるから、【配当を法人の課税後所得が配当の宣言を契機に株主の所得として把握されたもの】と理解する場合——以下ではこのような理解を差し当たり「法人利益説」と呼ぶ——には、その全額が所得として取り扱われることになっていたはずであるし、【配当を法人投資に係る株主の増加益が配当宣言を契機に株主の所得として把握されたもの】と理解する場合——以下ではこのような理解を差し当たり「増加益説」と呼ぶ——でも、少なくとも株式配当の時点で保有株式について生じていた値上がりの範囲までは所得として取り扱われることになっていたはずであるからである。

2. *Macomber* への批判と反論の可能性

Macomber (における Pitney 裁判官の法廷意見) に対しては、包括的所得

(61) Magill, *supra* note 56 at 29.

(62) Magill, *supra* note 56 at 27.

概念論の側から、多くの批判が寄せられている。たとえば、日本における議論として、金子宏が *Macomber* を「実現が所得概念の要素であり、実現した利得のみが所得を構成する、という原理を確立した判決」と理解した上で、その論拠が不明確であるばかりか、「カテゴリーカルに未実現の利得を所得の範囲から除外することは…、担税力に即した公平な税負担の配分という所得税の基本原理に反する結果になる」と論じたことは非常に有名である⁽⁶³⁾。また、*Macomber* に対しては、その後の *Bruun*⁽⁶⁴⁾ および *Horst*⁽⁶⁵⁾ を経て、執行の便宜のために（連邦議会が立法上の選択として）導入・維持している所得の実現という要請の具体的な判断基準を示したものに過ぎないと理解が普遍化した⁽⁶⁶⁾、その意味での *Macomber* に対して、岡村忠生は「課税とは関わりのない私法を援用しながら、実現という課税上の価値概念を設定し、それが立法ではなく司法の守備範囲であると〔決定されてしまったもので、克服されるべきもの〕」と評価した⁽⁶⁷⁾。これらの批判については、増加益説に基づく理解を採らず、財産増加説に基づく理解を Pitney 裁判官が採用した理由が不明確である点を指摘する点で共通するといえるであろう。

連邦最高裁が *Macomber* で判決を下した直後のアメリカでの議論を確認してみても、修正16条の下で課税が認められないという Pitney 裁判官の法廷意見の結論に異論を唱えるものが散見される。たとえば、Thomas Reed Powell は「〔Pitney 裁判官を筆頭とする多数意見の裁判官は〕株式配当という手段を通じて株主の手に渡った現実の増加益 (gain) を修正16条の意味するところの“所得”から除外してしまった」と理解した上で、「連邦最高裁

(63) 金子宏「租税法における所得概念の構成」『所得概念の研究』（有斐閣、1995年）1頁、60頁、63頁（初出1966年、1968年、1975年）。

(64) *Helvering v. Bruun*, 309 U.S. 406 (1940).

(65) *Helvering v. Horst*, 311 U.S. 112 (1940).

(66) *E.g.* Chirelstein & Zelenak, *supra* note 26 at Sec. 5.01.

(67) 岡村・前掲注6553頁。岡村は、Andrews & Feld のケースブックを引用しつつ、「機能的に見ると、*Macomber* が行ったことは、包括的所得概念からは無差別な現金配当と利益留保という両端の間のどこかで、恣意的に線を引いてしまうことであった」とも述べている。

は、現実の増加益を反映している限度で、株式配当によって新たに発行された株式を〔所得課税の〕十分条件としての収入や分離物と考えるべきであった」と批判した⁽⁶⁸⁾。しかし、この Powell の批判は、「現実の増加益を反映している限度で」という限定を付していることからわかるように、増加益説に立脚しても、その当時の株式配当への課税のルールに一定の瑕疵が残ることに自覚的であったことに注意する必要がある。すなわち、包括的所得概念を前提とした配当への課税の理解には、配当が宣言された時点での株主の増加益への課税として説明しきれない部分が残るという難点が存在するのであるが、Powell はこの難点に正面から向き合って、株式配当への課税をその時点での株主の増加益への課税に限定するべきと主張したのである。

また、Edward H. Warren も「*Macomber* において少数意見が到達した〔違憲ではないという〕結論は正しいと考えられる」と述べたが、これも増加益説に依拠した限定的な合憲論であったといえる⁽⁶⁹⁾。なぜなら、Warren の見解の背後には「連邦議会は、配当で受領した株式の額面額を、当該配当によって資本金に組み込まれた利益剰余金が、(1)1913年3月1日以後の、(2)当該株式配当が宣言された株式を問題の納税者自身が所有していた期間に稼得されたものである限りにおいて、納税者の所得として課税する権限を修正16条の下で憲法上有していた」という理解と、*Macomber* についてはその条件を充足していたという推測が存在したからである。

しかしながら、増加益説によると、(少なくともそれ単独では)株式配当への所得課税が限定的にしか合憲とならず、違憲の部分が残るという事実は、むしろ、Pitney 裁判官が *Macomber* において財産増加説を堅持したことを株式配当以外への配当への課税に対する違憲の疑義を払しょくしたという観点から合理的に説明する可能性を示唆するもののように思われる。もし仮に連邦最高裁が、財産増加説から増加益説へとその立場を移行して、株式配当へ

(68) Thomas Reed Powell, *The Judicial Debate on the Taxability of Stock Dividends as Income*, 5 *The Bulletin of the National Tax Association* 247, 254 (1920).

(69) Edward H. Warren, *Taxability of Stock Dividends as Income*, 33 *Harv. L. Rev.* 885, 899 (1920).

の所得課税を限定的に合憲と判断していたとすると、その時点での株主の増加益を超過する範囲では違憲という判断は、*Hornby* や *Peabody* で問題となった現金や子会社株式の配当にも波及し、連邦議会は株式配当だけでなく、これらの配当にも等しく対処しなければならなくなっていたであろう⁽⁷⁰⁾。だが、その対処が理論に忠実な、その時点の株主の増加益の範囲でのみ課税するという形で行われた保証はない。むしろ、それは配当への課税を一律に諦めるものとならざるを得ず、結果的には現実の *Macomber* 以上に連邦議会の権限は縛られたことになってしまっていたのではなかろうか。なぜなら、所得なき所得課税の可能性は、定期的な現金配当にも等しく及ぶものであるため、およそすべての配当について、その都度にその時点での株主の増加益の存在を確認することが必要になったはずであるが、それはほとんど執行上不可能なものであったと考えられるからである⁽⁷¹⁾。

3. 修正16条の解釈による合憲論？ —— Holmes 裁判官反対意見 ——

IV-2 では、*Macomber* において株式配当への課税がおよそ違憲とされたことには、他の配当への課税を違憲の疑義から解放する意義があったのではないかという推論が成り立つことを指摘した。もっとも、この推論を具体的に

(70) Eustace Seligman, *Implications and Effects of the Stock Dividend Decision*, 21 Colum. L. Rev. 313, 313, 328-329 (1921) (非正常配当や株式配当だけでなく、通常の現金配当であってもその全額が増加益に対応していない可能性を指摘)。また、Powell は *Macomber* における Pitney 裁判官の意見の背後に *Hornby* が存在することを的確に指摘した上で、「法人が財産を〔株主に対して〕手放す際に株主の増加益を正確に評価することは混乱を引き起こすものであろうが、そのような評価を行わない限り株主は増加益ではなく、原資が形を変えたに過ぎないものについて所得税を支払わなくてはならなくなってしまう」と述べていた。See Thomas Reed Powell, *Stock Dividends Direct Taxes and the Sixteenth Amendment*, 20 Colum. L. Rev. 536, 543-546 (1920)。

(71) たとえば、Powell は「財務省のアドバイザーは〔*Hornby* で実施されたような〕非正常配当の受領者が当該配当によって手にする増加益を超過して課税されないようにする何らかの方策を模索したものの、そのような計算が実際には困難であることを理由に泣く泣く断念した」というエピソードを紹介している。See Thomas Reed Powell, *Income from Corporate Dividends*, 35 Harv. L. Rev. 363, 375 (1922)。また、Warren は、株式を所有していた間に生じた利益剰余金に限定するという手法についてではあるが、執行コストの面で問題があり、好ましい立法ではないと述べていた。See Warren, *supra* note 69 at 899。

成り立たせるためには、なお次の2つの疑問を解消しておかなければならないであろう。すなわち、その第1は、配当への課税（の一部）が所得なき所得課税となったとしても、なお修正16条の下で合憲と判断される途があったのではないかという問いであり、その第2は、株式配当を含むすべての配当への課税について、およそ所得に対する課税として合憲とする途もあったのではないかという問いである。そこでIV-3では、第1の問いについて、この問いに肯定的な答えを示したと理解できる Holmes 裁判官の反対意見を手掛かりとして、検討を行っていくこととしたい。

Holmes 裁判官は、Pitney 裁判官の法廷意見に反対するにあたり、最初に、*Towne* において財産増加説に基づいて自らが示した「株式配当は所得ではない」という結論を正しい原則に基づくものであることを確認する⁽⁷²⁾。しかしながら、Holmes 裁判官は、*Towne* での判断はあくまで制定法上の所得の意義を巡るものであったことを指摘した上で、「修正16条の意味するところの“所得”という用語は『その修正条項が採択された時点における一般的な理解を最大限に踏まえて』解釈されなければならない」と判示し、修正16条の意味するところの所得には別の意味が付与されうることを強調して、「修正第16条の目的が、何が直接税にあたるのかという難問 (nice questions) を取り除くことにあったのは、周知のところであり、私は、法学者以外のすべての者が、この修正条項に賛成票を投じる際に、本事案のような問題を葬り去ることを念頭に置いていたことに疑問を持つことができない」と判示し、その上で「修正第16条によって〔所得に対する課税ではない〕株式配当への課税は正当化される」と結論づけるのである⁽⁷³⁾。

このような Holmes 裁判官の修正16条の解釈に対し、Powell は「高度な蓋然性をもって正しい」と述べて、高く評価した⁽⁷⁴⁾。Powell によると、その正当性は次のように説明される。そもそも、所得への課税は当初より直接税で

(72) *Macomber*, 252 U.S. at 219.

(73) *Macomber*, 252 U.S. at 219-220.

(74) Powell, *supra* note 70 at 537-540.

あると判断されていたわけではなく、連邦最高裁は *Springer* において、間接税であると判断していた⁽⁷⁵⁾。その後の *Farmer's Loan* において、その判断は覆され、所得税は直接税と判断されたが⁽⁷⁶⁾、*Farmer's Loan* に対しては大衆の間に強い批判が巻き起こり、その中で修正16条を求める運動が生じ、最終的に採択されるに至った。したがって、修正16条は *Farmer's Loan* において憲法解釈による先例変更に強い異議を唱えた White 裁判官の反対意見で予測されていた、その逸脱を是正する憲法改正⁽⁷⁷⁾なのである、と。

しかし、Charles E. Clark が指摘するように⁽⁷⁸⁾、修正16条が「何が直接税にあたるのかという難問」を一律に解決することを目指したという理解は、Holmes 裁判官が同修正条項の文言中に“所得”という用語が用いられた経緯などを説明していないこともあり、異論の余地がないものとい切することは困難であろう。そして、Pitney 裁判官は、おそらく Holmes 裁判官の反対意見を念頭において、「修正16条の明白な文言や起源を適切に踏まえれば、不動産、動産への直接税について人口比例配分を要求する憲法の規定を、所得が課税対象となっていない場合にまで、廃止ないし修正するような拡張が、修正16条の緩やかな解釈によって行われないようにすることが要請される」と判示⁽⁷⁹⁾、その上で修正16条の意味するところの所得の意義を問題としたのであるが、そうした厳格な解釈態度に一分の理すら認めないことはおよそ不可能であるように思われるし、Pitney 裁判官の高度に論理的な発想は、増加益説に依拠した場合に不可避的に生じる所得なき所得課税の可能性に警戒感を示したという推測ともよく整合すると考えられるのである。

(75) *Springer v. United States*, 102 U.S. 586 (1881).

(76) *Pollock v. Farmers' Loan & Trust Co.*, 157 U.S. 429 (1895).

(77) *Farmers' Loan*, 157 U.S. at 608.

(78) Charles E. Clark, *Eisner v. Macomber and Some Income Taxation Problems*, 29 *Yale L.J.* 735, 736-737 (1920). もっとも、Clark は、Holmes 裁判官の法廷意見を受けて、所得の意義について経済学者の間に定説がないにもかかわらず、修正16条の意味するところの所得の意義を厳格に定めてしまうことは、立法府の判断の尊重という観点から決して好ましいことではないとも指摘している。See *Id.* at 737.

(79) *Macomber*, 252 U.S. at 206.

4. 株式配当もおよそ所得であるのか? —— Brandeis 裁判官反対意見 ——

それでは、株式配当を含むすべての配当について、およそ所得といえる可能性があったのかという問いについてはどうであろうか。IV-4では、この問いの答えを得るべく、Brandeis 裁判官の反対意見の検討を中心に進めていくことにしたい。同反対意見は、Holmes 裁判官の反対意見とは異なり、1916年歳入法に基づく株式配当への課税を他の配当への課税と共に所得課税として正当化できると主張したものと考えられるからである。

Brandeis 裁判官の反対意見は7つの構成要素 —— 2種類の株式配当に言及した前文と第1から第6までの番号が振られた節 —— から成る非常に長いものであるが、その主張をまとめるなら、株式配当と現金や現物の配当とは様々な面で類似しているから、後者に対する課税が所得（に対する）課税とされるのであれば、前者への課税も所得（に対する）課税のはずである、ということになろう。この反対意見は、実務上同一とみなされている2種類の株式配当 —— 1つは、資本金の額を増加させて、それに対応して発行した株式を株主に按分的に交付するだけのものであり、もう1つは、新株引受権を株主に按分的に交付し、同時に、払い込むべき金額の現金配当を行うもの —— の間での課税結果が異なってしまうのは奇妙であるとする前文で非常に有名であるが⁽⁸⁰⁾、この主張は同反対意見の特徴が最もよく現れた部分であるように思われるのである。

配当の間での類似性に基づく主張は、たとえば、第1節では次のように展開されている⁽⁸¹⁾。Brandeis 裁判官は（第1節の）冒頭で「株主が法人に投資するという文脈で用いられる“所得”という用語は、修正16条が採択される前にあっては、株主がその時々法人の利得や利益（gains or earnings）から受け取る運用益（return）を意味していた」と判示した上で、そのような利益の株主への支払いはその手段が現金のこともあれば、割引手形で支払わ

(80) *Macomber*, 252 U.S. at 220-226. たとえば、岡村忠生『法人税法講義〔第3版〕』（成文堂、2007年）384-385頁（問題148）参照。

(81) *Macomber*, 252 U.S. at 226-229.

れたり、社債の発行で支払われたりすることもあって様々であるが、株主の所得になることは共通していると指摘することで、支払手段は財務管理の問題に過ぎないと整理する。その上で、法人は自らが発行する株式を利益によって買い戻したり、逆に新しく株式を売り出して定期的な現金配当の資金を確保したりする一方で、自身の株式による配当を実施したりもするのであるから、そのような配当が株主の所得にならないとは考え難いと同裁判官は主張する。このような同裁判官の説示は、要するに、自らが発行する株式も、自らが発行する社債などと同様に、資金調達などの手段として機能する点で類似すること、そして、社債による配当は株主の所得になることに着目し、株式配当は所得と判断されるべきと主張するものといえるであろう。また、第2節においても、株主間の持分比率が変わらないことは社債による配当でも同じである、基因となった株式の価値が減少することは現金配当の場合でも同じである、といった類似性の主張が展開されたのである⁽⁸²⁾。

もっとも、Brandeis 裁判官の反対意見は類似性の指摘のみから成るわけではない⁽⁸³⁾。すなわち、第3節において、同裁判官は「稼得した未分配の利益の株主に対する按分額を株主の所得として課税することは、その利益に対応した株式配当の支払いが行われていない場合でさえ、連邦議会の権限の範囲内である」という合衆国政府の主張に同意した上で、「連邦議会は、1916年歳入法において、株式配当の支払いを通じて実質的に分配された利益の株主に対する按分額に所得税の対象を限定した」と理解する⁽⁸⁴⁾。

(株式配当は所得であると主張するための) このような理由付けは、法人

⁽⁸²⁾ *Macomber*, 252 U.S. at 229-230.

⁽⁸³⁾ もっとも、合衆国政府の主張を容れる根拠として、Brandeis 裁判官は留保利益を株主の所得として課税することを認めた *Hubbard* の存在と共に、法人とパートナーシップの類似性を指摘する。See *Macomber*, 252 U.S. at 229-230.

⁽⁸⁴⁾ *Macomber*, 252 U.S. at 230-231. そのような限定が可能である理由として、合衆国政府は準備書面において「連邦議会が適当と考える場合には株主の所得として課税される未分配の利益が、形式を変えただけで連邦議会の権限が及ばないものになってしまうはずがない」と主張した。要するに、連邦議会には納税者の所得に課税する時点を、その発生の年度だけでなく、それより後の年度にも自由に設定する権限を（具体的な論証はないものの）持つということであろう。See Brief for the United States, at 15.

利益それ自体——正確には、その株主に対する割当額——を株主の所得であるとするものであるが、そのような所得の把握をする際にも、配当が宣言された時点で当該株主の増加益が存在している必要はない、という前提が存在することが注目される。この前提は Brandeis 裁判官が明言したものではないが⁽⁸⁵⁾、同裁判官は、第4節において、*Hornby* の先例性を承認し、また、配当が宣言された年度（あるいはその前年度）の利益だけでなく、留保利益も課税対象であることを「株式配当に課税することで生じかねない深刻な困難」とみた上で、1916年歳入法において1913年3月1日以降に稼得された利益に課税対象が限定されたことを以て「深刻な不正義」は回避されたと結論付けた⁽⁸⁶⁾。要するに、同裁判官は法人にとって課税期間開始後に生じた増加益が存在する限り、株主の所得として課税しても不当とはいえないとしているのであって、このような態度は株主の増加益が無関係としなければ説明がつかないと考えられるのである。

したがって、Brandeis 裁判官がその反対意見において示した（1916年歳入法の下での）配当への課税のルールを理解は、①株主が法人利益に対して獲得し、保有する権利（interest）それ自体を、実際の株主の増加益の有無や量とは無関係に、株主の増加益として把握し、その上で、②当該増加益を配当が宣言されたことを機会に株主の所得として課税する、というものといえるように思われる⁽⁸⁷⁾。そして、これら2つの要素のうち、②は増加益説に依拠した場合にも等しく妥当するものであるから、特に重要なのは①であろう。

(85) 準備書面における合衆国政府の主張の中に、配当宣言の時点の株主の増加益の存在は不要であると明言する箇所は見当たらないが、「株式配当は常に、かつ、必然的に所得であると主張していないことに留意していただきたい」と口火を切った上で、「1913年歳入法が施行される前に法人と株主の両方の原資となった利益や増加益からの支払いとして宣言された株式配当…は、課税期間中に株主に生じた増加益を示すものではない。我々の主張は、課税期間中に株主に生じた増加益を反映した株式配当は所得であるということに尽きるのである」と述べるパラグラフは存在する。この説明は法人利益が存在する限り、株主の増加益も実際に存在するという主張と理解されよう。See Brief for the United States, at 19.

(86) *Macomber*, 252 U.S. at 232-233.

(87) Brandeis 裁判官の反対意見については、第5・第6の節が残っているが、憲法の解釈手法や株式配当への課税を違憲とすることの弊害を指摘するものであり、本稿の関心と直接に関わるものではないから、詳細は省略する。

また、①が問題なく成り立つのであれば、IV-2で指摘した、当該株主について増加益を常に確認しなければならないという問題は消滅するし、さらにいえば、①は法人利益説の一形態といえるものであるから、IV-1で指摘した、その当時の配当への課税の枠組みとの相性面にも問題はなく、財産増加説に立脚した Pitney 裁判官の立場より優れているという評価もありうるかもしれない。

しかしながら、Brandeis 裁判官は反対意見において①の根拠を示すことはなかったし、そのような根拠を示唆する判示を行うこともなかった。同裁判官は、Powell が指摘するように、「現金その他の法人資産の配当は、それらに反映される株主の経済上の増加益の額にかかわらず、その満額まで株主の所得として課税されると判決された *Hornby* および *Peabody* に依拠して自身の立場を基礎づけた」だけなのであろう⁽⁸⁸⁾。だが、*Hornby* と *Peabody* はいずれも財産増加説に基づくものであるから、①の中核部分である、法人利益それ自体を株主の所得として把握するという内容とは両立しえないように思われるし、*Hornby* および *Peabody* に依拠しつつ、*Towne* の適用はない——株式配当も所得である——という態度についても、論理的な一貫性を欠くといわざるをえないように思われる。むしろ、法人利益に着目する場合であっても、Warren が主張したように、「〔基因となった〕株式を納税者が所有する間に生じた利益を資本金に組み入れるものである限り」という限定は避けがたいと考えられるのである⁽⁸⁹⁾。

5. 財産そのもの (res) の増加としての配当 —— Pitney 裁判官法廷意見 ——

IV-3 および IV-4 では、財産増加説を採用しない場合でも、配当が宣言された時点の株主の増加益の範囲内という限定を付さずとも配当への課税がおよそ合憲となる可能性について検討してきた。結論からいえば、そのような可能性は皆無とはいえないが、ないといい切って差し支えない程度には十分

⁽⁸⁸⁾ Powell, *supra* note 68 at 250-251.

⁽⁸⁹⁾ Warren, *supra* 69 at 895, 899.

に低いと考えられる。また、IV-4においては、法人利益説に依拠したとしても結局は増加益説と類似の制約に服すると考えるのが自然であることを明らかにしたが、Pitney 裁判官の法廷意見には、合衆国政府および Brandeis 裁判官が法人利益に対する株主の権利 (interest) は、当該株主の実際を増加益とは無関係に、当該株主の増加益であると主張していることへの反論とみるべき判示がみられるのである⁽⁹⁰⁾。

以上を踏まえると、Pitney 裁判官が *Macomber* において株式配当以外の配当への課税から違憲の疑義を払しょくしたという解釈にはそれなりの説得力があるといえるであろう。Powell も指摘するように⁽⁹¹⁾、「Pitney 裁判官が [*Macomber* における法廷意見の中で] *Hornby* と *Peabody* との組合せに基づく主張に直接触れることはなかった」から、株式配当以外の配当への課税に対するインプリケーションが見えにくいものとなったことは間違いない。しかし、Pitney 裁判官は、財産増加説に依拠した *Towne* における Holmes 裁判官の判示を引用した上で、株式配当が修正16条の意味するところの所得ではないと判断する理由について「*Towne* で我々が到達した株式配当の本質に関する結論によれば、株式配当をいかなる意味においても所得として把握することはできないからである」と述べているし⁽⁹²⁾、株式売却——所得が生じる——と株式配当——所得が生じない——とを比較検討した際には、株式売却には「売却に対応する、原資に対する権利 (capital interest) の按分的減少」が伴う一方で、そのような株主の権利 (interest) の変動は株式配当に見られないという⁽⁹³⁾、所得や原資を財産そのもの (res) として把握しないと説明のつかない判示を行っており、*Towne* 以降堅持されてきた財産増加説

⁽⁹⁰⁾ *Macomber*, 252 U.S. at 214 (「会社の活動に起因する株主の豊かさの程度を株式配当が示すかどうかは、株主の株式所有期間に依存し、その活動の全期間にわたって株式を所有していたのでない限り、正しい計測はなされない」)。

⁽⁹¹⁾ Powell, *supra* note 70 at 543-544. Pitney 裁判官は *Hornby* および *Peabody* を引用したものの、1913年3月1日より前の利益から支払われる配当であっても1913年歳入法の下では株主の所得となるという結論に触れるだけであった。See *Macomber*, 252 U.S. at 204.

⁽⁹²⁾ *Macomber*, 252 U.S. at 202-203, 205.

⁽⁹³⁾ *Macomber*, 252 U.S. at 212-213.

を当然の前提としていることが窺われる。また、Pitney 裁判官は、留保利益に対する権利 (interest) それ自体を株主の所得として把握できるという、合衆国政府および Brandeis 裁判官の理解を否定する根拠として、「我々は、法人を株主とは別の実在 (substantial entity) と扱わなければならないが、これは、法人と株主との間の非同一性が実際の事実であるからだけでなく、そのような非同一性を認識しないとすると、現金または現物で支払われる配当についても、これを株主の所得として認識できないからである」とも判示したが⁹⁴⁾、法人と株主とを別の存在と認識することは現金配当などを財産そのものの増加として把握するための大前提なのであるのである⁹⁵⁾。

財産増加説に基づく配当への課税の理解は、*Macomber* の後でも、たとえば *Phellis* において確認することができる⁹⁶⁾。*Phellis* はスピンオフ型の組織再編成の事案であったが、Pitney 裁判官はその法廷意見を担当し、配当への課税一般に妥当するものとして、「会社財産の蓄積によって生じ、〔個人株主が自身の原資の価値を増加させるという形でしか財産権 (property interest) を有してこなかった〕 剰余金の一部を個人株主の財産に転換することこそ、配当の機能である」と判示した。この判示は、株主の下に従来なかった財産そのもの (res) が生じたことを強調するものといえ、発生した財産そのものを所得たる配当とみるものと理解できるであろう。また、Pitney 裁判官は続けて、原資たる株式から会社由来の利益や所得を引き出すのが配当の作用であるから、株式の本源的な資本価値は不可避免的に減少するものの、「そのような減少も、法人が過去に獲得した増加益を反映したものであるのなら、株主が自ら得た所得と同様に、配当を構成する」と判示したが、この箇所についても、配当が所得となる条件を、配当が宣言された時点の株主の増加益でなく、配当が宣言された時点での法人の増加益に求める点において、*Hornby* の延長線上にあると理解されよう。

94) *Macomber*, 252 U.S. at 214.

95) Powell, *supra* note 70 at 545-546.

96) *United States v. Phellis*, 257 U.S. 156, 170-171 (1921).

もっとも、Roswell Magill が指摘するように⁽⁹⁷⁾、*Phellis* における Pitney 裁判官の法廷意見には、配当が宣言された時点での法人の増加益を株主の所得として把握する特徴について、新たな角度からの分析も付け加えられるようになったことにも注意が必要であろう。すなわち、配当が宣言される直前に株式を時価で購入した株主のように、株主の増加益が実際には皆無であるにもかかわらず、所得を得たものとして課税される状況が例示された上で、「そのような株主は、購入した交換価値のある権利の一部として留保利益からの配当の見込みを取得した…のであるから、配当が実際に行われた場合には、その時点において、当該配当に起因して当該株主に賦課される所得税の負担を引き受けなければならない」と判示され、前株主に賦課されるはずであった配当への課税の負担を引き受けたことに由来するものであるという理解が新たに追加されたのである⁽⁹⁸⁾。

また、この2番目の Pitney 裁判官の判示は、その後しばらくして、組織再編成に伴う E&P の引継ぎを認めることで配当への課税を肯定した *Sansome* や、贈与に伴う基準価格の引継ぎの合憲性を確認した *Bowers* において根拠として引用された⁽⁹⁹⁾。時代が下るにつれ、*Towne* や *Hornby* に由来する配当という財産そのもの (res) の増加を所得として把握するという元々の発想は背後へと退き、それに代わって配当という所得への課税を賦課される地位が移転したという理解が前面に出てくることになったのである。

(97) Magill, *supra* note 56 at 29 (このパラグラフには2つの理由付けが登場している)。

(98) *Phellis*, 257 U.S. at 171-172. See also Magill, *supra* note 56 at 29 (もう1つの理由付けというのは「国庫が、将来の課税の範囲において、分配される配当に権利 (interest) を有しているために、株主は配当税を別の株主に移転して無効にしてしまうことができない」というものである)。

(99) *Commissioner v. Sansome*, 60 F.2d 931, 932 (2d Cir. 1932), *cert. denied*, 287 U.S. 667 (1932); *Taft v. Bowers*, 278 U.S. 470, 482-483 (1928). See also *Perthur Holding Corp. v. Commissioner*, 61 F.2d 785, 785-786 (2nd Cir. 1932).

V. 結びにかえて —— *Macomber* の現代的意義に関する試論 ——

本稿では、*Macomber* において税法上の配当の概念がどのような内容のものとして提示されたのか、また、その背景としてどのような事情が存在したのかを、*Towne* や *Hornby* などの初期判例との連続性を意識しつつ考察してきた。その結果として得られた知見とは、*Macomber* においては、財産そのもの (res) として課税対象の配当が理解されており、そのような理解には配当への課税を修正16条の下で完全に合憲とするという実践的な意義が認められたというものである。

日本の所得税・法人税には、連邦所得税と異なり、ある課税のルールについて、所得への課税と切り切れないためにその根幹が揺るがされるという構図自体が存在しておらず⁽¹⁰⁰⁾、日本における所得なき所得課税への疑念は、あくまで包括的所得概念を前提とした場合における理論上の問題にとどまる。したがって、本稿で得られた知見から日本の税法上の配当の概念の再検討ないし再構成の指針が直ちに導かれるわけではない。たとえば、日本の税法上の配当の概念を *Macomber* における税法上の配当の概念と同じものと考えれば、所得なき所得課税の可能性という問題が生じないとはいえるかもしれない。だが、そのような概念操作は包括的所得概念に依拠した場合に浮かび上がる問題を目に見えなくするだけのものであって、そこには何らの正当性も認められないであろう。

しかし、*Macomber* における税法上の配当の概念は、少なくとも、配当への課税のルールの内容を説明するものとして有用であるように思われる。すなわち、日本の所得税・法人税における配当への課税のルールの内容は、配当によって分配された金銭その他の資産の（価）額をそのまま所得の額とする仕組みとなっているが（たとえば所税24条2項参照）、このようなルールの

⁽¹⁰⁰⁾ もっとも、最大判昭60.3.27民集39巻2号247頁（サラリーマン税金訴訟最高裁判決）の補足意見として、谷口正孝裁判官は「所得と観念し得ないものを対象として所得税を賦課徴収することは…違憲の疑いを免れえないものと考える」と述べている。

あり方は、財産そのもの (res) が課税上の所得として把握されているが故のものとして理解するのが自然であろう。配当の宣言などを機会に株主の増加益を課税上の所得として把握するという発想に基づいて課税ルールが設計されていたのなら、その内容は、配当の宣言などの時点における株主の増加益の額をまず確定し、その上で、当該増加益の額を分配された (価) 額の範囲で課税上の所得の額とするもの⁽¹⁰¹⁾となっていたはずであると考えられるからである。

以上のように配当への課税のルールを認識した場合に問われるのは、包括的所得概念を前提とすることで認知された、所得なき所得課税が起りうるという問題が何を示唆し、要請するのかということであろう。そして、この問いに対する究極的な答えが、配当への課税のルールの内容は、配当の宣言などがあった時点の株主の増加益を直接に把握するものへと転換されるべき、というものであるのは間違いない。そのように配当への課税ルールの内容を変更すれば、所得なき所得課税は起りえないものとなるからである。

だが、それを唯一の答えとするのではなく、配当の宣言などを機会に得た財産そのもの (res) を所得として把握する仕組みは維持しつつ、分配された (価) 額の非正常性などを条件に増加益の額の計算を行い、その額の範囲内でのみ所得を把握するという取扱いを執行コストに留意しつつ、拡大していくこと⁽¹⁰²⁾も答えの1つと考えるべきではなかろうか。なぜなら、あらゆる配当について、その都度、常に株主の増加益の計算を要求することは、証券口座などの電子化が進んだ現在においてさえ執行可能であると直ちに断じられるものではないであろうし、仮に不可能でなくとも公平性の向上などのメリッ

(101) なお、連邦所得税には、組織再編成や法人分割において現金などの非適格資産 (boot) が交付された場合において、増加益の範囲でのみ非適格資産の (価) 額を所得として把握するルールが内国歳入法典356条(a)で定められている。

(102) 連邦所得税には、按分的な株式償還であっても、それが営んでいた事業の廃止に伴って行われる場合には、部分清算 (partial liquidation) に伴うものとして株式譲渡益課税の対象とするルールが存在するが (内国歳入法典302条(b)(4))、このようなルールの存在は、執行コストに配慮しつつ、増加益の額を参照する局面を拡大した結果とみるべきかもしれない。

トに比して執行コストが著しく大きいとも考えられるからであり⁽¹⁰³⁾、他方において、株主の増加益を把握するという処理は、*Macomber*などで前提とされた財産そのもの (res) として所得や原資を把握し、それらを区別する発想の下でも、原資に変化があった場合のものとして存在しており、この処理が妥当する範囲を適切に拡大することで包括的所得概念の要請に応えていくことができると考えられるからである。すなわち、包括的所得概念を前提として、配当の宣言などの時点における株主の増加益が課税対象の所得であると抽象的には理解しつつも、それらを具体的に把握する手段として *Macomber* における税法上の配当の概念を適切に用いることが可能なのである。

このように考えるなら、日本の税法上の配当の概念の再検討ないし再構成は、株主の増加益の有無や額とは無関係に、配当の宣言などを機会に得た財産そのもの (res) を所得として把握する取扱いの適用範囲が適切であるのか——特に、過大となっていないのか——の検証から出発すべきであるといえるように思われる。本稿ではこの課題に取り組むことはできないが、今後の論稿において取り組んでいくこととしたい。

(本研究は JSPS 科研費15K16922の助成を受けたものである。)

⁽¹⁰³⁾ *But see* Ethan Yale, Corporate Distributions Tax Reform: Exploring the Alternatives, 29 Va. Tax Rev. 329, 336-347 (2009).